

飲食店等への営業時間短縮要請 協力金のご案内

要請の内容

対象区域	県内全域	
対象期間	第1期	令和3年 8月30日(月) ~ 9月12日(日) 14日間
	第2期	令和3年 9月13日(月) ~ 9月26日(日) 14日間
対象店舗	食品衛生法に基づく営業の許可を取得している 飲食店・喫茶店 ※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックス等を含む <対象外店舗の具体例> 宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等	
要請内容	営業時間を 5時から20時まで (酒類の提供は 19時まで)に短縮	

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
- 令和3年8月29日(日)以前から営業し、**通常の営業終了時刻が20時を越えていること**
- **要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力いただいていること**
・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、**終日休業された場合も対象**になります
- 業種別ガイドラインに基づく**感染防止対策を実施**していること(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
- 飲食を主として業としている店舗(カラオケ喫茶やスナック等)は、**終日、カラオケ設備の利用を自粛**していること
- **営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること**

※ 協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

協力金の支給金額

1店舗1日あたり 中小企業等 売上高に応じて2.5~7.5万円
大企業 売上高減少額の4割(上限20万円※)

(参考)協力金の算定方法 ※20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		~約8.3万円	約8.3万円~25万円	25万円~
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5~7.5万円/日 (1日あたりの売上高の3割)	7.5万円/日
	大企業(売上高減少額方式) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)	

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】 電話番号:0120-675-124
受付時間:9時~17時(土・日・祝を除く)